

平成27年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第88号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三豊市一般会計補正予算(第2号))	1
議案第89号	平成26年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	14
議案第90号	平成26年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	15
議案第91号	平成26年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	16
議案第92号	平成26年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	17
議案第93号	平成26年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	18
議案第94号	平成26年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
議案第95号	平成26年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
議案第96号	平成26年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	21
議案第97号	平成26年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	22
議案第98号	平成26年度三豊市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	23
議案第99号	平成26年度三豊市病院事業会計決算認定について	24
議案第100号	平成27年度三豊市一般会計補正予算(第3号)	25
議案第101号	平成27年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	26
議案第102号	平成27年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	27
議案第103号	平成27年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	28
議案第104号	平成27年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	29
議案第105号	平成27年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	30
議案第106号	平成27年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	31
議案第107号	平成27年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	32

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第108号	平成27年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	33
議案第109号	三豊市個人情報保護条例の一部改正について	34
議案第110号	三豊市手数料条例の一部改正について	38
議案第111号	三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合規約の一部変更について	40
議案第112号	動産の買入れについて(三豊市新学校給食センター(南部地区)配送車)	41
議案第113号	動産の買入れについて(三豊市新学校給食センター(南部地区)厨房備品・消耗品)	42
議案第114号	市道の路線認定について(詫間338号線)	44
議案第115号	市道の路線認定について(京松支線)	47
議案第116号	市道の路線変更について	50

議案第 88 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号））

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 27 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき平成27年度三豊市一般会計補正予算（第2号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので専決処分する。

平成27年8月7日

三豊市長 横山 忠始

平成２７年度三豊市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９，６５１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５，９４９，１９４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２７年８月７日専決

三豊市長 横山 忠 始

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		299,879	3,400	303,279
	1 分担金	25,469	3,400	28,869
15 県支出金		2,103,290	6,500	2,109,790
	2 県補助金	1,171,053	6,500	1,177,553
18 繰入金		1,426,820	19,751	1,446,571
	2 基金繰入金	1,426,820	19,751	1,446,571
歳入合計		35,919,543	29,651	35,949,194

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 災害復旧費		2	29,651	29,653
	1 農林水産施設災害復旧費	0	18,759	18,759
	2 公共土木施設災害復旧費	2	8,086	8,088
	4 その他公共施設災害復旧費	0	2,806	2,806
歳 出	合 計	35,919,543	29,651	35,949,194

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
12 分担金及び負担金	299,879
15 県支出金	2,103,290
18 繰入金	1,426,820
歳入合計	35,919,543

(単位：千円)

補 正 額	計
3, 4 0 0	3 0 3, 2 7 9
6, 5 0 0	2, 1 0 9, 7 9 0
1 9, 7 5 1	1, 4 4 6, 5 7 1
2 9, 6 5 1	3 5, 9 4 9, 1 9 4

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 災害復旧費	2	29,651	29,653
歳 出 合 計	35,919,543	29,651	35,949,194

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6,500	0	3,400	19,751
6,500	0	3,400	19,751

2. 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	項				
		目			
	12	分担金及び負担金	299,879	3,400	303,279
		1 分担金	25,469	3,400	28,869
		10 災害復旧費分担金	0	3,400	3,400

(款) 15 県支出金

15	県支出金	2,103,290	6,500	2,109,790
	2 県補助金	1,171,053	6,500	1,177,553
	10 災害復旧費県補助金	0	6,500	6,500

(款) 18 繰入金

18	繰入金	1,426,820	19,751	1,446,571
	2 基金繰入金	1,426,820	19,751	1,446,571
	1 財政調整基金繰入金	1,103,198	19,751	1,122,949

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農林水産施設災害復旧費分担金	3,400	現年度農地・農業用施設災害復旧事業費分担金 3,400

1 農林水産施設災害復旧費県補助金	6,500	現年度農地・農業用施設災害復旧事業費県補助金 6,500

1 財政調整基金繰入金	19,751	財政調整基金繰入金 19,751

3. 歳出

(款) 11 災害復旧費

款	項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
11	災害復旧費		2	29,651	29,653	6,500	0	3,400
	1	農林水産施設 災害復旧費	0	18,759	18,759	6,500	0	3,400
		1 現年度農地 ・農業用施 設災害復旧 事業	0	14,500	14,500	6,500	0	3,400
		3 現年度漁港 施設災害復 旧費	0	4,259	4,259	0	0	0
	2	公共土木施設 災害復旧費	2	8,086	8,088	0	0	0
		1 現年度公共 土木補助災 害復旧費	2	4,999	5,001	0	0	0
		3 現年度港湾 施設災害復 旧費	0	3,087	3,087	0	0	0
	4	その他公共施 設災害復旧費	0	2,806	2,806	0	0	0
		1 現年度その 他公共施設 災害復旧費	0	2,806	2,806	0	0	0

(単位 : 千円)

一般財源	節		説明	
	区分	金額		
19,751				
8,859				
4,600	13 委託料	4,500	建設工事関連委託料	4,500
			測量設計	4,500
	15 工事請負費	10,000	工事請負費	10,000
			災害復旧工事	10,000
4,259	11 需用費	756	修繕料	756
	13 委託料	3,503	建設工事関連委託料	3,503
			測量設計	3,503
8,086				
4,999	13 委託料	4,999	建設工事関連委託料	4,999
			測量設計	4,999
3,087	11 需用費	1,448	修繕料	1,448
	13 委託料	1,639	建設工事関連委託料	1,639
			測量設計	1,639
2,806				
2,806	15 工事請負費	2,806	工事請負費	2,806
			施設修繕工事	2,806

議案第 89 号

平成 26 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 90 号

平成 26 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 1 号

平成 2 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 2 号

平成 2 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 93 号

平成 26 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 4 号

平成 2 6 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 5 号

平成 2 6 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 6 号

平成 2 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 97 号

平成 26 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 98 号

平成 26 年度三豊市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 26 年度に生じた利益を処分することについて議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度三豊市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 99 号

平成 26 年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 0 号

平成 2 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 1 号

平成 2 7 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 2 号

平成 2 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 3 号

平成 2 7 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 4 号

平成 2 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 5 号

平成 2 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 106 号

平成 27 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 107 号

平成 27 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 108 号

平成 27 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 0 9 号

三豊市個人情報保護条例の一部改正について

三豊市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市個人情報保護条例の一部を改正する条例

三豊市個人情報保護条例（平成 18 年三豊市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 項を第 10 項とし、第 5 項の次に次の 4 項を加える。

6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

9 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 6 条第 4 項中「（以下「特定個人情報」と総称する。）」を削り、同項第 2 号中「特定個人情報が」を削る。

第 7 条の見出しを「（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 7 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するお

それがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第8条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第14条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(1) 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第14条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該死亡した者を本人とする保有個人情報に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)が含まれる場合にあっては、この限りでない。

第21条第1項中「15日以内」の次に「(保有特定個人情報に係る開示決定等にあっては、30日以内)」を加える。

第23条第1項及び第34条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第35条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定す

る記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

第36条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条から第39条までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第46条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条第5項中「第36条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の次に2条を加える改正規定（第7条の3に係る部分に限る。） 番号法の施行の日
- (2) 第35条に各号を加える改正規定（同条第2号に係る部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第 1 1 0 号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市手数料条例（平成 18 年三豊市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の項の次に次のように加える。

個人番号	通知カードの再交付手数料（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	5 0 0
------	---	--------	-------

第2条 三豊市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中		住民基本台帳カードの交付手数料	1 件につき	5 0 0	を
		住民基本台帳カードの再交付手数料	1 件につき	5 0 0	
	個人番号	通知カードの再交付手数料（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	5 0 0	

個人番号	通知カードの再交付手数料（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	5 0 0	に改める。
	個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	8 0 0	

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合同規約の一部変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、観音寺市と協議の上、三観広域行政組合の共同処理する事務を変更するとともに、次のとおり三観広域行政組合同規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三観広域行政組合同規約の一部を変更する規約

三観広域行政組合同規約（昭和 46 年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(16) 市町広域連携事業に関する事務。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 1 1 2 号

動産の買入れについて（三豊市新学校給食センター（南部地区）配送車）

次のとおり動産を買い入れることについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 買入物件 | 三豊市新学校給食センター（南部地区）配送車 7 台 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 買入価格 | 6 0 , 4 8 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県観音寺市吉岡町 2 0 4 番地
香川日産自動車株式会社 観音寺店
店長 片桐 芳信 |

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 3 号

動産の買入れについて（三豊市新学校給食センター（南部地区）厨房備品・消耗品）

次のとおり動産を買い入れることについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 買入物件 | 三豊市新学校給食センター（南部地区）厨房備品・消耗品
（別紙のとおり） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 買入価格 | 5 6 , 1 6 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市勅使町 7 0 8 番地
四国厨房器製造株式会社
代表取締役 片岡 敦子 |

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

(議案第 1 1 3 号関係)

三豊市新学校給食センター（南部地区）厨房備品・消耗品

番号	動産の種類	数量
1	米飯用ステンレス製角型 2 重食缶	1 8 1
2	汁物用ステンレス製角型 2 重食缶	1 8 1
3	ステンマイルドボックスミニ	8 0
4	その他厨房関連備品・消耗品	一式

議案第 1 1 4 号

市道の路線認定について（詫間 3 3 8 号線）

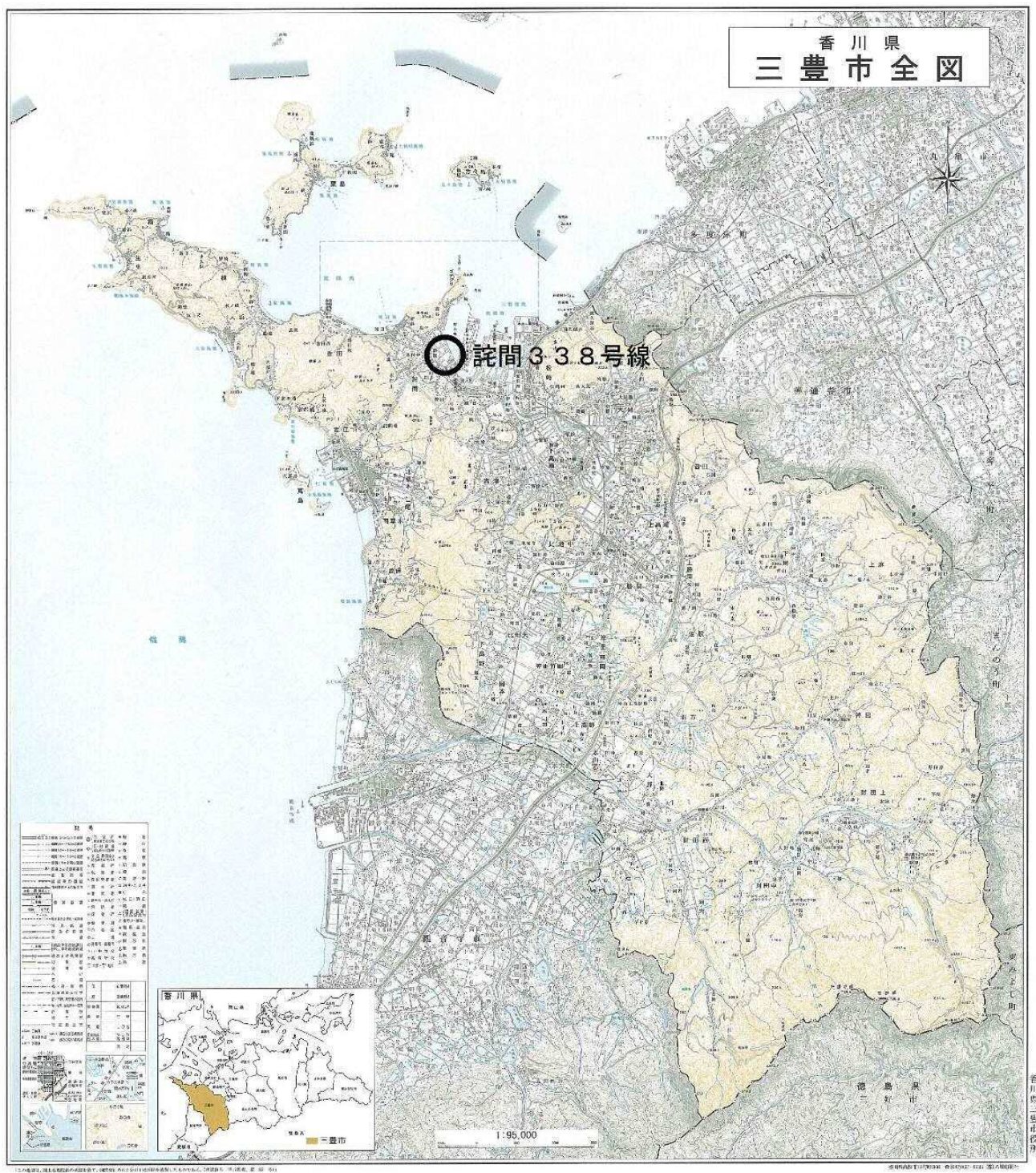
道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
詫間 3 3 8 号線	三豊市詫間町詫間字松本 6825 番 51 地先 三豊市詫間町詫間字松本 6825 番 53 地先	

(議案第114号関係)



[illegible]

議案第 1 1 5 号

市道の路線認定について（京松支線）

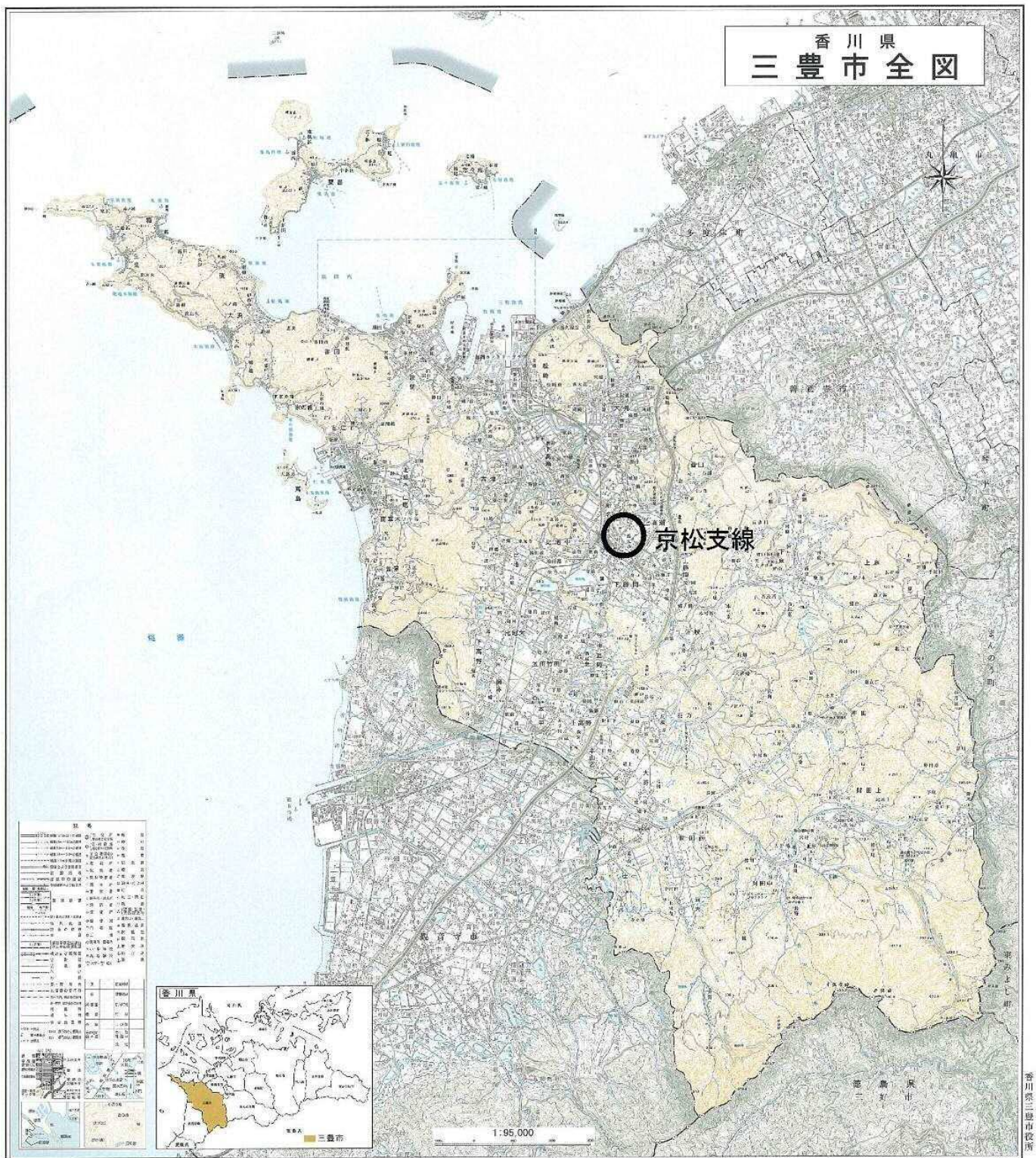
道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

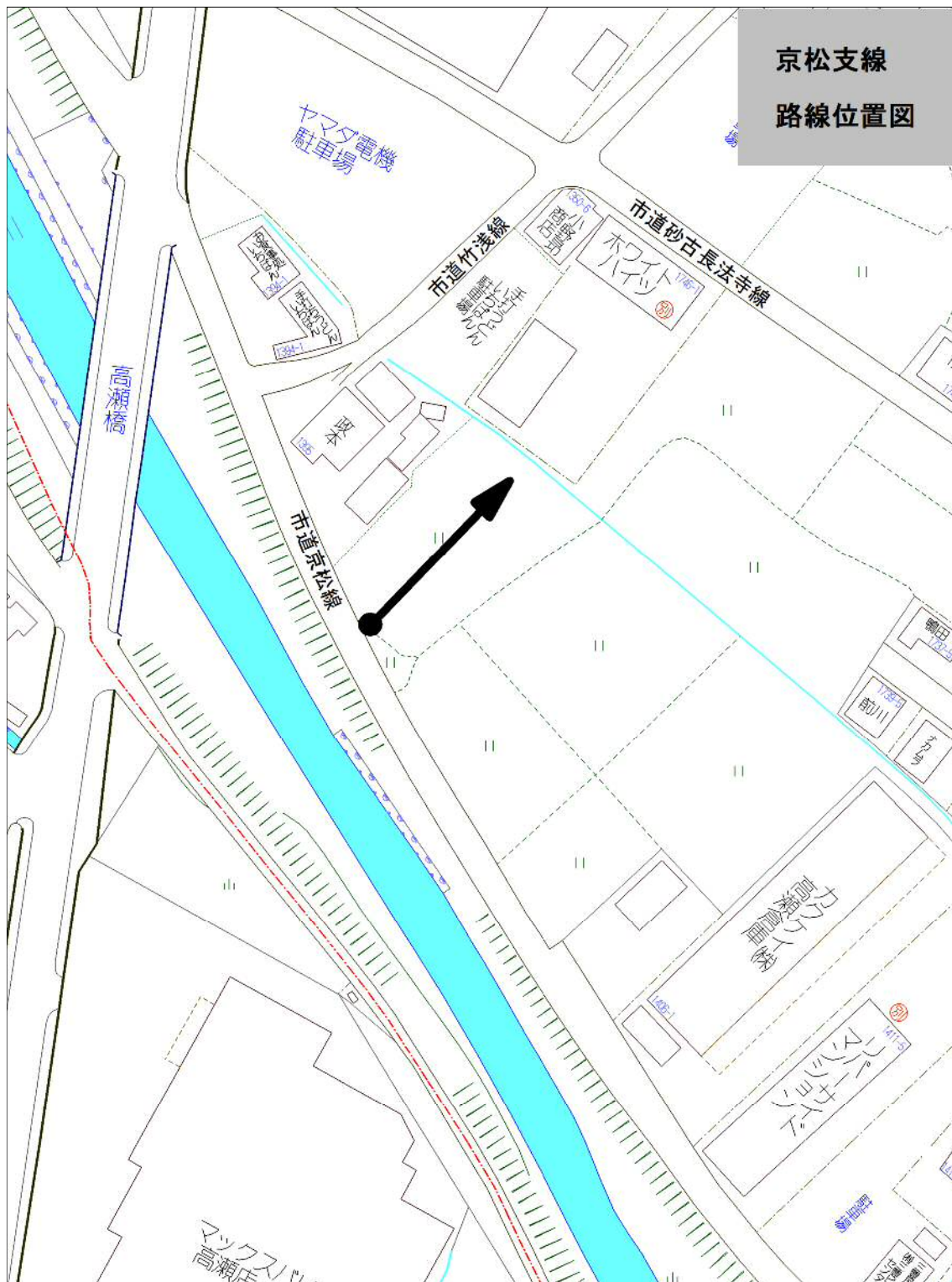
三豊市長 横山 忠始

路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
京松支線	三豊市高瀬町上高瀬字竹田 1395 番 6 地先 三豊市高瀬町上高瀬字竹田 1395 番 13 地先	

(議案第115号関係)



(議案第115号関係)



議案第 1 1 6 号

市道の路線変更について

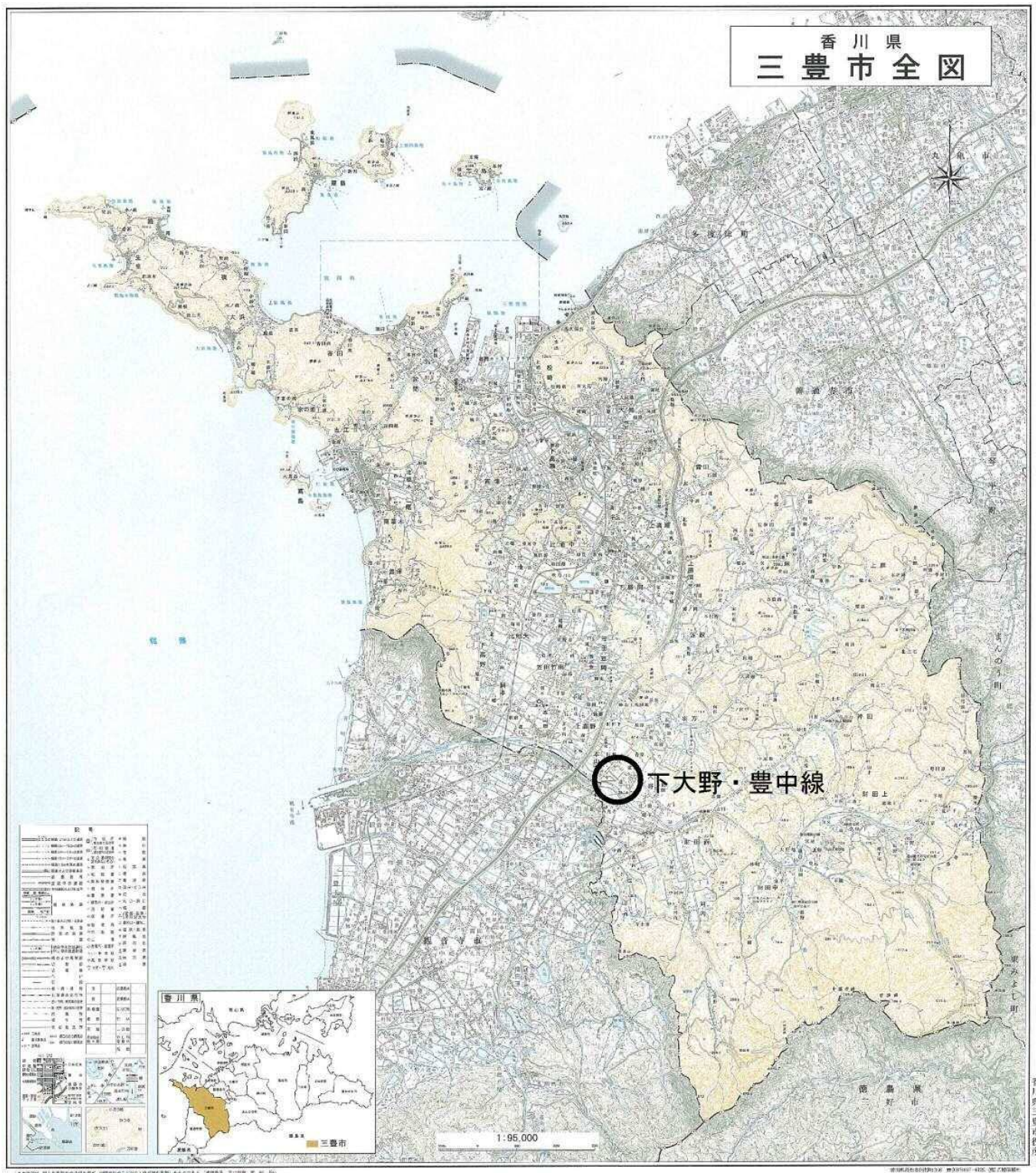
道路法第 1 0 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように変更することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 3 日提出

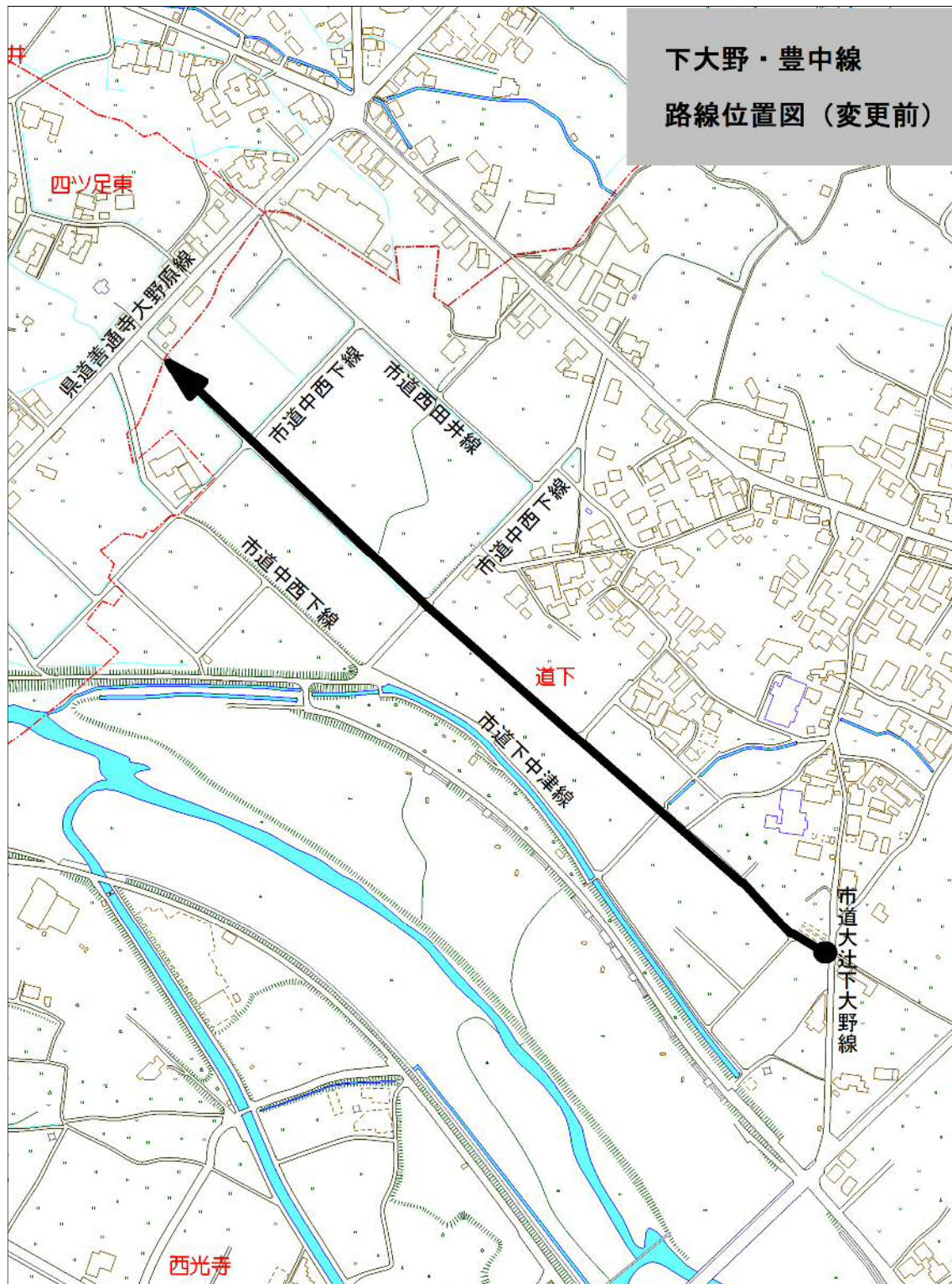
三豊市長 横山 忠始

路 線 名	区分	起 点 終 点	摘要
下大野・豊中線	変更前	山本町大野字中津 2765 番 1 地先 山本町大野字中西下 2254 番地先	
	変更後	山本町大野字中津 2765 番 1 地先 豊中町本山乙字四ツ足東 265 番 5 地先	

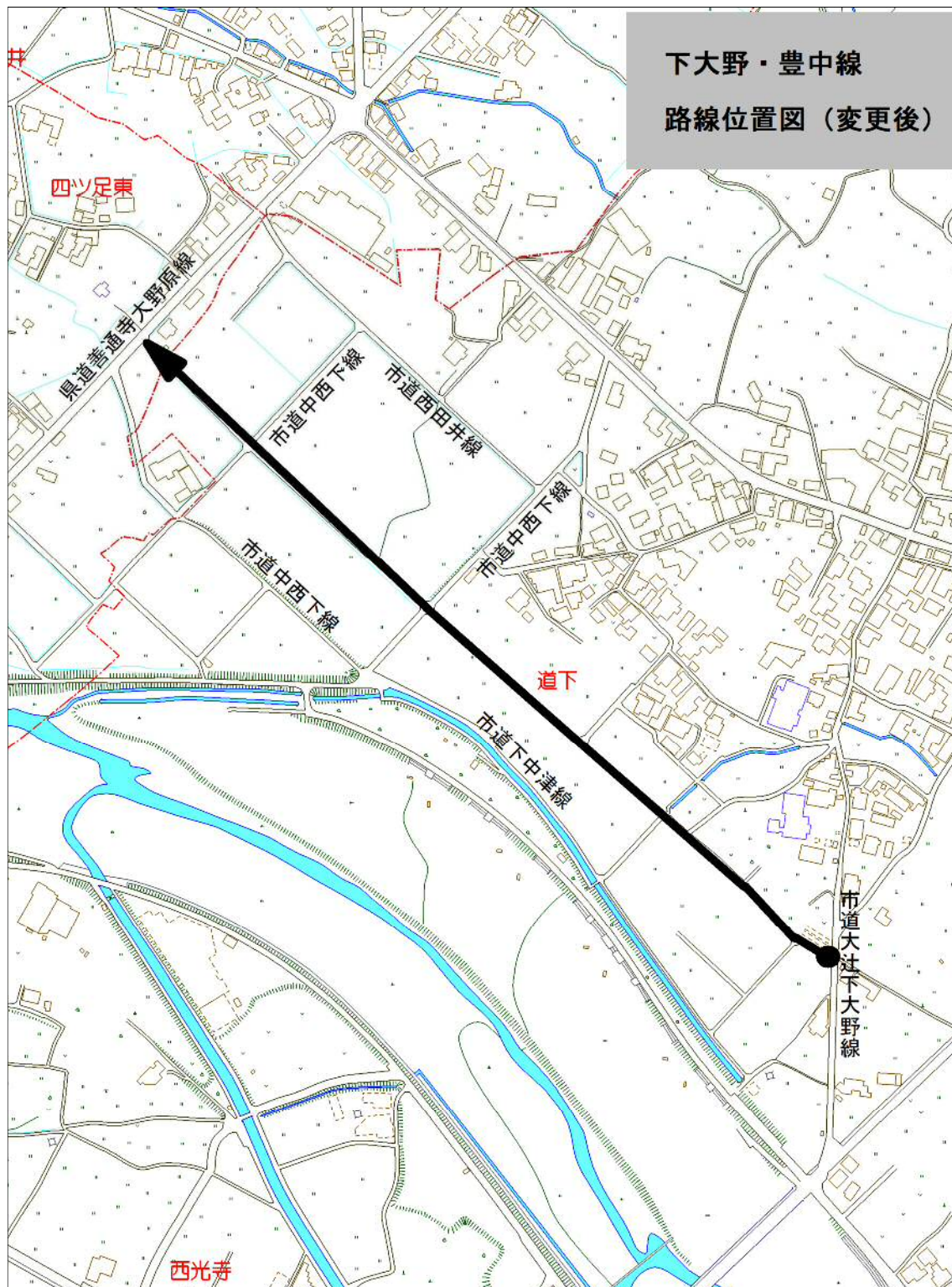
(議案第116号関係)



(議案第116号関係)



(議案第116号関係)



平成 27 年第 3 回三豊市議会定例会
提出議案（条例、規約関係）
新旧対照表

	ページ番号
・ 議案第 109 号関係 （三豊市個人情報保護条例の一部改正について）	55
・ 議案第 110 号関係 （三豊市手数料条例の一部改正について）	59
・ 議案第 111 号関係 （三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及 び三観広域行政組合規約の一部変更について）	60

【議案第 109 号関係】

三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(定義) 第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 2～5 略 6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。 9 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (収集の制限) 第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 2・3 略 4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報_____を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、三豊市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために_____必要であつて、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。 (保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限) 第7条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 略 (保有特定個人情報の利用の制限) 第 7 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有	(定義) 第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 2～5 略 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (収集の制限) 第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 2・3 略 4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(以下「特定個人情報」と総称する。)を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、三豊市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために特定個人情報が必要であつて、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。 (利用及び提供の制限) 第7条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報_____を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 略

特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8条 実施機関は、保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) を実施機関以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置(個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。)を講ずることを求めなければならない。

2 略

(開示請求権)

第14条 略

2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(1) 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

3 死亡した者を本人とする保有個人情報については、その死亡の当時における次に掲げる者(以下「遺族」という。)に限り、実施機関に対し、当該保有個人情報の開示請求をすることができる。ただし、当該死亡した者を本人とする保有個人情報に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)が含まれる場合にあっては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内 (保有特定個人情報に係る開示決定等にあっては、30日以内) にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

(事案の移送)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8条 実施機関は、保有個人情報 _____ を実施機関以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置(個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。)を講ずることを求めなければならない。

2 略

(開示請求権)

第14条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」という。) _____ は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 死亡した者を本人とする保有個人情報については、その死亡の当時における次に掲げる者(以下「遺族」という。)に限り、実施機関に対し、当該保有個人情報の開示請求をすることができる。

(1)・(2) 略

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内 _____ にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

（事案の移送）

第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

（保有個人情報の提供先等への通知）

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

（利用停止請求権）

第36条 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

(1)・(2) 略

2 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報 _____ が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

（事案の移送）

第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報 _____ が第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

（保有個人情報の提供先への通知）

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先 _____ に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第36条 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報 _____ が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

(1)・(2) 略

しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条から第39条までにおいて同じ。）の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

第46条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第25条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2～4 略

5 他の法令等の規定により、自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報の開示を受けた場合であつて、当該法令等に当該保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求に係る定めがないときにおける第28条第1項又は第36条第1項若しくは第2項の規定の適用については、当該保有個人情報は、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けたものとみなす。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報

の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

第46条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報

が第25条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2～4 略

5 他の法令等の規定により、自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報の開示を受けた場合であつて、当該法令等に当該保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求に係る定めがないときにおける第28条第1項又は第36条第1項の規定の適用については、当該保有個人情報は、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けたものとみなす。

【議案第 110 号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第 1 条関係】

改正後 (案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
略				略			
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300	住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300		住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300
	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300		住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500		住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500
	住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500		住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500
個人番号	通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき	500				
略				略			

【第 2 条関係】

改正後 (案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
略				略			
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300	住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300		住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300
	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300		住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300
					住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500
					住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500
個人番号	通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき	500	個人番号	通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき	500
	個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1件につき	800				
略				略			

【議案第 111 号関係】

三観広域行政組合同規約(昭和46年香川県知事許可) 一部変更 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)～(15) 略 <u>(16) 市町広域連携事業に関する事務。</u>	(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。 (1)～(15) 略